

令和6年度 大洲市スマート農業推進モデル事業の概要

○ 事業の趣旨

担い手の労働力不足を改善するため、スマート農業推進のための新たな取組に対して補助を行い、地域の振興発展を図る。

○ 補助率

対象経費の1/2以内。ただし、補助金は150万円を上限とする

※ なお、補助金は「事業完了確認後」に支払う

○ 事業対象者（市内の農業の担い手）

- 認定農業者
- 認定新規就農者

○ 対象事業

- 国・県による補助事業の採択要件に満たないもの
- スマート農業を推進するための機械導入・施設整備事業であること

○ 導入施設の例

- トラクタ自動操舵システム、農業用ドローン等
- 環境制御システム（ビニールハウス等）
ハウス自動天窓、自動灌水システム等

○ 申請受付

通年で行うが、年度内に事業が確実に完結するもの
ただし、交付決定額が予算額に達した時点で終了

○ その他

事業の「流れ」については「裏面」のとおり

～申請書類の受付・問合せ先～

大洲市農林水産部 農林振興課 農業振興係
電話 0893-24-2111（内線223）

令和6年度 大洲市スマート農業推進モデル事業の概要の流れについて

○=事業実施主体【補助事業申請者】 / ■=大洲市

○補助申請	
【提出書類】 ○事業計画書 ○農業経営改善計画書等 ○見積書（2者以上） [設備はカタログ・施設等は設計書及び図面の添付] ○通帳の写し	【確認事項】 ■申請の目的、取組がスマート農業推進に該当するものであること ■農業経営改善計画と申請内容との整合性確認（変更申請手続が必要になる場合あり） ■金額、規格等（何が同等品か） 【同等品がない場合は理由を確認】 ■補助金支払口座の確認
※1 原則として「業者選定」を入札方式で行うため、納品・納入については希望の業者・機種とならない可能性があります。	
※2 補助金の対象となるのは、消費税「抜き」の部分です。（消費税は、全額「事業実施主体」の負担となります。）	

■申請書類受付 ■判定（決定・却下等）

○業者選定
○業者選定（大洲市の基準に準じる） ○■業者宛通知（大洲市の基準に準じる） ○■入札執行等（事業実施主体が執行し、大洲市が補助） ○契約書作成（事業実施主体と業者で作成し、大洲市に写しを提出する）

■契約内容等の確認 ○着工

○完了報告
○請求書（大洲市に写しを提出） ○領収書（大洲市に写しを提出） ○納品書又は施工業者による完了届（大洲市に写しを提出） ○完成（納品）写真（事業実施主体が撮影し、大洲市に提出）

■しゅん功検査【現地で「事業の完了確認」】 ○立会

○請求手続
○しゅん功検査完了後、事業実施主体から大洲市に対して補助金を請求

■補助金支払【事業の完了確認が支払の条件】